

CDM 理事会第 2 2 回会合

2005 年 11 月 23 日 - 25 日 モントリオール・カナダ

結果概要 (“Meeting Report” 要約)

(原文は <http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22rep.pdf>)

2005 年 12 月 21 日

文責 信岡洋子

CDM 理事会検討事項の概要

- ① CDM-AP(信任パネル)関連では、3 件の AE を特定の審査対象範囲の有効化審査 (validation) について、及び 1 件の AE を検証(verification)・認証(certification) について信任にした。なお、韓国の機関がスコープ 1 の有効化審査で信任され、非附属書 I 国からでは初めてとなる指定運営組織が誕生した。
- ② 方法論の検討について、3 件 (NM0076-rev : 自流式水力発電、NM0111 : 硝酸製造工場における触媒 NO₂ の破壊、NM0115 : 再生可能エネルギー源を用いての無機化合物製造に必要な CO₂・電力・蒸気の生産) の方法論が承認されたほか、炭層・炭鉱メタンの統合方法論、モノジェネからコンバインドサイクルへの更新の統合方法論が承認された。
- ③ 吸収源 CDM プロジェクトにおいては、ARNM0010 が承認され、吸収源 CDM 承認方法論が初めて誕生した。COP/MOP に提出される最終ドラフトの小規模吸収源 CDM の簡素化方法論についても合意し、COP/MOP に提出された (その後 COP/MOP で採択された)。
- ④ 排出係数の算出方法やベースライン策定における政策・規制の扱いについて CDM 理事会の見解を改訂することで合意した。
- ⑤ 二酸化炭素回収・貯留 CDM 方法論及び政策 CDM 方法論については合意が得られず、COP/MOP へ指針を求めるべく転送された。COP/MOP では、前者については CDM 理事会、SBSTA で議論を続け、次回 COP/MOP で何らかの指針を決定することとなった。後者については、政策や基準を CDM とはできないが、政府のプログラムの下での複数のプロジェクトを認める (大規模プロジェクトのバンドリングを認める) という結論になった。

1. 運営機関の信任

CDM-AP(信任パネル)が提出した第 9 回進捗報告書の提案内容を検討し、以下を決定した。

1-1. OE 候補(applicant entity: AE)の有効化審査(validation)の信任に関する提案

→3 件の AE が以下のスコープで信任・暫定指定された。韓国¹の機関がスコープ 1 の有効化審査で信任され、非付属書 I 国²からは初めてとなる指定運営組織が誕生した。

(i) TÜV SÜD

スコープ： 4. Manufacturing industries、
5. Chemical industries、
6. Construction、
7. Transport、
1 0. Fugitive emissions from fuels(solid, oil and gas)、
1 1. Fugitive emissions from production and consumption of halocarbons
and sulphur hexafluoride、
1 2. Solvent use

(既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→1、2、3、13、15、検証・認証→1、2、3)

(ii) 日本プラント協会

スコープ： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)、
2. Energy distribution

(既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→13、検証・認証→なし)

(iii) The Korea Energy Management Corporation

スコープ： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)

(今回が初めての信任)

1-2. AE の検証(verification)・認証(certification)の信任に関する提案

→1 件の AE が以下のスコープで信任・暫定指定された。

(i) SGS United Kingdom Ltd.

スコープ： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)、
2. Energy distribution、
3. Energy demand、
4. Manufacturing industries、
5. Chemical industries、
6. Construction、
7. Transport、
1 0. Fugitive emissions from fuels(solid, oil and gas)、
1 1. Fugitive emissions from production and consumption of halocarbons

and sulphur hexafluoride、

- 1 2. Solvent use、
- 1 3. Waste handling and disposal、
- 1 5. Agriculture

(既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→1、2、3、4、5、6、7、10、11、12、13、15、検証・認証→なし)

DOE のリストは <http://cdm.unfccc.int/DOE/list> から見る事ができる。

2. ベースライン及びモニタリングの方法論

Meth パネル第 18 回会合での検討を元に、以下の決定をした。

(<http://cdm.unfccc.int/Panels/meth> 参照)

2-1. 個別案件について

(a) 承認

○**NM0076-rev** “Chacabuquit 26 MW Run-of-river hydropower project” チリの系統接続水力発電プロジェクトの方法論→**AM0026** “Methodology for zero-emissions grid-connected electricity generation from renewable sources in Chile or in countries with merit order based dispatch grid” (スコープ 1)

http://cdm.unfccc.int/UserManagement/FileStorage/CDMWF_AM_WDCUKAWBCL7H_RVASVPA7NMG8MMMSVT

○**NM0115** “CO2, electricity and steam from renewable sources in the production of inorganic compounds”無機化合物製造における再生可能エネルギー利用の方法論 → **AM0027** “Substitution of CO2 from fossil or mineral origin by CO2 from renewable sources in the production of inorganic compounds” (スコープ 5)

http://cdm.unfccc.int/UserManagement/FileStorage/CDMWF_AM_JG3ZYI0NIRESNF1_JA4NB437AZXPSJD

○**NM0111** “Bseline Methodology for catalytic N2O destruction in the tail gas of Nitric Acid Plants” 承認する旨で合意し、リフォーマットされていないので、Meth パネルにリフォーマットを要請し、次回の CDM 理事会で検討することとした。

(b) 見直し (B 判定) : **NM0105**、**NM0117**、**NM0118**、**NM0123**、**NM0124** は Meth パネルの提案どおり、見直しのためプロジェクト参加者に差し戻し。

- (c) 不承認：Meth パネルの提案どおり、**NM0128** は不承認となった。

今回の新方法論提出の締め切り(14 ラウンド)は 2006 年 1 月 11 日。

2-2. 方法論の統合について

Meth パネル提出の統合方法論案を検討し、2 件の新たな統合方法論で合意した。

- (a) **NM0078-rev** と **NM0070** を統合する方法論案 “**Conversion from single cycle to combined cycle power generation**” (モノジェネからコンバインドサイクル発電への更新) →**ACM0007** (スコープ 1)

http://cdm.unfccc.int/UserManagement/FileStorage/CDMWf_ACM_GR5DZKC3ZP8I7L_EFCOQNBETEAD51F6

- (b) **NM0066**、**NM0075**、**NM0093**、**NM0094**、**NM0102** を統合する方法論案 “**Consolidated baseline methodology for coal bed methane and coal mine methane capture and use for power (electrical or motive) and heat and/or destruction by flaring**” (炭層・炭鉱メタンの回収・発電・燃焼に関する統合方法論) →**ACM0008** (スコープ 10)

http://cdm.unfccc.int/UserManagement/FileStorage/CDMWf_ACM_XEC4J58XTB4NV_RP9DNYDEQJL0ZECCS

なお、前回(第 21 回)の CDM 理事会で合意したとおり、**2005 年 11 月 28 日**付けで **AM0004** と **AM0015** は **ACM0006** (バイオマス残滓を用いた系統接続の発電) に置き換わる。ただし、(a)登録済み CDM プロジェクトのクレジット期間、(b)当該方法論の改訂前及び改訂後 4 週間以内に登録申請が行われた CDM プロジェクトにこの改訂は適用されない。

2-3. 承認済み方法論の見直し

- (a) Meth パネルで行われた **AM0025**、**AM0002**、**ACM0002**、**ACM0005** の内容を理事会は検討し、このうち **AM0025**、**AM0002**、**ACM0002**、**ACM0005** の承認済み方法論の改訂版を採択することで合意した。改訂版は 2005 年 11 月 28 日から適用となるが、(a)登録済み CDM プロジェクトのクレジット期間、(b)当該方法論の改訂前及び改訂後 4 週間以内に登録申請が行われた CDM プロジェクトにこの改訂は適用されない。
- (b) 承認済み方法論における Clarification について、CDM 理事会は **ACM0003** (セメント製造における代替燃料による化石燃料の部分的代替)において化石燃料の代替となる燃料は再生可能燃料だけでなく排出がゼロではない燃料も含まれると説明した。
- (c) **AM0001** (HFC23 破壊) の適用の拡大の可能性として、HFC23 の破壊が HCFC22 の製造設備以外でも行われる場合が考えられるが、そのような場合 HFC23 の破壊は付属

書 I 国で行われてはいけないということを確認。

(d) **ACM0004** を見直しすることで合意。

(e) **追加性立証評価ツールのステップ 0** は、プロジェクト登録の日付よりも前にクレジット期間がある場合のみ用いられることを再確認。

2-4. 説明・指針

(i) コンバインドマージンに関する説明 (clarification) : ACM0002 やその他の方法論にある、グリッド接続の発電プロジェクトのベースラインを検討する際に用いる**オペレーティングマージン (OM)** と**ビルドマージン (BM)** の**排出係数の加重平均**について検討した。ACM0002 では排出係数を OM と BM を 50% : 50% として計算しているが、案件によってはどちらかの比重が重く(軽く)なることを認識し、正当性があれば OM か BM のどちらかが 75% を超えない限り認めることで合意した。

この他にも方法論関連の指針は Annex2 参照。

http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22_repan2.pdf

(ii) ベースラインシナリオ策定における国や部門の政策や状況の扱いについて CDM 理事会の見解を改訂した。いわゆる L-、L+タイプ*は今回削除され、E-、E+ (E- : 低排出の技術を比較優位にする国または部門別の政策や規制、E+ : 高排出の技術や燃料を比較優位にするような既存の政策・規制) の 2 つのタイプの政策・規制がベースライン策定にあたって考慮されるべき、となった。

E-タイプの政策や規制はマラケシュアコード採択(2001年11月)以降に実施されたものに関してはベースラインシナリオに組み入れなくてもよい。つまり、ベースラインシナリオはこれらの政策・規制がないものとして仮定の状況を想定して策定してよい。

E+タイプの政策や規制は京都議定書の採択(1997年12月)より前に実施されていたものはベースラインシナリオに組み入れられなければならない。議定書採択以後に実施されたものについては、ベースラインシナリオはこれらの政策・規制がないものとして仮定の状況を想定して策定されるべきである。

Annex3 参照。 http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22_repan3.pdf

*L- と L+

L- : 強制力を持つ環境関連の部門別規制で結果的に GHG 削減にも寄与するもの、

L+ : 同様の強制力を持つ規制で、結果的に低排出技術の普及を妨げるもの、CDM 理事会第 16 回会合 Meeting Report の Annex3 参照。ここで定義が曖昧との意見があったので、L-、L+について検討を継続するよう要請されていた。

<http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/016/eb16repan3.pdf>

(iii) 自治体/国/地域の政策の立案や実施の CDM プロジェクトとして適合するかどうかという件で、国の基準を新 CDM 方法論として提案 (**NM0072**: 昨年のラウンド 8 で提出されたガーナにおけるエアコンのエネルギー効率基準の方法論) について、CDM 理事会は合意に達することができなかった。COP/MOP に指針を求めることとなった。

→COP/MOP では、「政策や基準は CDM プロジェクトとしてはみなされないが、政府のプログラムのもとでの複数のプロジェクトは一つの CDM プロジェクトとして登録できる」と認め「大規模プロジェクトはバンドル可能」とする指針が決定された (COP/MOP1 の CDM に関する決定書パラ 20、21 参照)。

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_24_4_further_guidance_to_the_cdm_eb_cmp_4.pdf

(iv) 最近初めて提出された二酸化炭素回収・貯留 (CCS) の方法論について、CCS が CDM として適合するかどうか CDM 理事会は合意に達することができなかった。COP/MOP に指針を求めることとなった。

→COP/MOP では今回合意に至らず、①締約国に意見提出を要請するとともに、②事務局に SBSTA24 で (in conjunction with SBSTA24) ワークショップを開催するよう要請。また、③CDM 理事会に、COP/MOP2 に何らかの提案をすることを視野に、CCS 方法論を検討するよう要請する。これら 3 つのアウトプットをもとに COP/MOP2 で CCS に関する EB への指針について決定書を採択すべく検討する (同決定書パラ 5-8 参照) となった。

3. 吸収源 CDM 関連事項 (afforestation and reforestation project activities)

A/R WG (Afforestation and Reforestation Working Group ; 吸収源作業部会) の提案をもとに以下を決定した。第一号となる吸収源 CDM 方法論が誕生した (AR-AM0001)。また、前回の CDM 理事会で合意され、COP/MOP に提案されていた小規模吸収源 CDM プロジェクトのための簡素化された方法論も COP/MOP で採択された (COP/MOP1 の CDM 関連決定書の General パラ 3 参照)。

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_24_4_further_guidance_to_the_cdm_eb_cmp_4.pdf

3-1. 吸収源 CDM 方法論について

(a) 承認 : **ARNM0010 “Facilitating reforestation for Guangxi watershed management in Pearl River basin”** → **AR-AM0001** 中国の再植林促進プロジェクトの方法論

http://cdm.unfccc.int/UserManagement/FileStorage/CDMWF_AM_XDGPPW00IY89H1O2TTXPL6LXKTH7UM

(b) 見送り “B 判定” : **ARNM0007** A/R WG の提案どおり、見直しのためプロジェクト参

加者に差し戻して再提出を求めることとなった。その際、専門家、パブリックの新しい
インプットは必要ない。

吸収源 CDM 方法論提出の第 8 ラウンド締め切りは 2006 年 1 月 11 日。

吸収源 CDM 方法論の検討状況は以下を参照

<http://cdm.unfccc.int/methodologies/ARmethodologies/publicview.html>

3-2. 説明(clarification)・指針

(i) 小規模吸収源 CDM プロジェクトの簡素化された方法論について

CDM 理事会は前回の会合で、A/R WG 提出同方法論案を検討し、理事会メンバーからの技術的コメントを組み入れれば承認し、COP/MOP に提案するとしていた。今回これらが組み入れられていたので最終版の方法論として合意、COP/MOP に提案。その後 COP/MOP でも採択された。

(ii) 吸収源 CDM 方法論のプロジェクト前の GHG 排出、プロジェクト境界外におけるカーボンプール減少(リーケージ)の算定、吸収源の人為的 GHG 正味排出量計算式について、AR/WG が提案していた説明を検討し同意した(Annex15 参照)。

http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22_repan15.pdf

(iii) 吸収源プロジェクトのための土地の適合性を定義する手続きについて、A/R WG がまとめた CDM 理事会への提案に合意 (Annex 16 参照)。

http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22_repan16.pdf

A/R WG が更に提案していた、この手続きを PDD に組み入れることにも同意し、それを義務とした(これまでのステップ 0 の吸収源プロジェクトの追加性立証・評価ツールに置き換わることとなる)。承認済みもしくは提出済みの新方法論には土地の適合性に関する情報は記載しない。「吸収源プロジェクトの追加性立証評価ツール」のステップ 0 は削除されこの手続きに置き換えられる。

(iii) 前回の A/R WG 及び CDM 理事会から検討されていた**再生可能バイオマスの定義**について、A/R WG からの提案を検討した。A/R WG に、CDM 理事会からのコメントを参考に、小規模 CDMWG と協力して更にこの提案の内容を詰めていくよう要請した。

4. 小規模 CDM 関連事項

4-1. プロセス・指針について

前回の CDM 理事会で小規模方法論から非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスか

らの転換プロジェクトを除外したことを確認した。この削除は 2005 年 11 月 28 日から適用され、この方法論を用いたプロジェクトのうち 2005 年 12 月 26 日までに登録申請されたものは有効。このような転換プロジェクトの方法論においてパブリックインプットを求めていることに留意するとともに、小規模 CDMWG (small-scale CDM working group) にこのような小規模 CDM 方法論を開発するよう要請。

4-2. 小規模 CDM 方法論

小規模 CDMWG に小規模 CDM 方法論を以下の目的で改訂するよう要請。

- (i) ACM0002 (再生可能エネルギーからの系統に接続する発電) を参考に、**設備改修プロジェクト**への適用に関する詳細を提供すること。
- (ii) 系統への電力を置き換えるプロジェクトにおいて、**AMS.I.D** と関連して **AMS.I.A** の適用性を明確に提示すること

5. CDM プロジェクト活動の登録

5-1. 個別案件について

レビューリクエストが申請された「**Nubarashen Landfill Gas Capture and Power Generation Project in Yerevan (0069)**」のレビュー結果を検討し、登録することで合意した。

5-2. 登録手続き

登録手続きを効率化するために、登録チーム (registration team) の設置を決定した。目的は、登録申請されたプロジェクトの申請内容の評価し CDM 理事会を補佐する。6 人のメンバーと議長 (議長は CDM 理事会メンバー及びメンバー代理から 10 件ごとの持ち回りで務める)。各登録申請プロジェクトについて登録チームメンバー一人と方法論専門家のリストから選ばれた一人で登録申請プロジェクトの審査をする。詳細は Annex19 を参照。

http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22_repan19.pdf

5-3. Deviation (方法論と実際にプロジェクトで適用された時の差)

有効化審査あるいは認証段階における Deviation に関して、DOE からの要請にこたえるべく、その手続きを定め合意した。詳細は Annex 20 参照。

http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/022/eb22_repan20.pdf

また、8 件の Deviation の申請を検討し、そのうち 7 件に回答した。

5-3. 遡及クレジットを求めるプロジェクトの登録申請締め切りについて

登録日に遡ってクレジット取得を求めるプロジェクトは、登録申請を 2005 年 12 月 31 日ま

でに完了すること、となっている。この詳細を以下の通り定めた。

- (a) 2005年12月31日 GMT24:00 より前に UNFCCC の CDM ウェブサイトを通じて DOE が登録申請をアップロードすれば同締め切りに間に合ったとみなす。
- (b) ただし、2006年1月20日までに登録料支払いが確認できない場合、もしくは事務局による登録申請書類のチェックが2月15日までに完了しない場合は、遡及クレジットは請求できない。

6. CDM マネジメントプラン及び CDM に係る資金について

前回の CDM 理事会で策定した 2005 年中期から 2006 年末までの CDM マネジメントプランの改訂を行った（COP/MOP 1 に提出された年次報告書に概要は掲載されている。

FCCC/KP/CMP/2005/4 及び FCCC/KP/CMP/2005/4/Add.1）。

<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/04.pdf>

<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/04a01.pdf>

また、CDM 理事会は、資金を提供した、もしくは提供することを発表した締約国に感謝の意を表するとともに、UNFCCC Trust Fund への自発的な寄付を締約国に要請した。

以上